

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)

設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業

＜略称：ソーラーカーポート等事業＞

Q&A 集

令和7年5月15日 更新

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
2. 【応募申請時の提出書類】	4
3. 【事業要件】	6
4. 【事業期間】	13
5. 【補助対象設備・工事】	13
6. 【補助対象経費】	15
7. 【採択以降について】	17
8. 【その他】	18

【補助事業内容の主な変更点】

- (1) jGrants (J グランツ) により応募書類を受け付けます。(Q&A 集 1-15)
- (2) ソーラーカーポート以外に、駐車場を活用した太陽光発電設備（垂直設置型の太陽光発電設備等）も補助対象となります。(Q&A 集 3-5)
- (3) パワーコンディショナの最大定格出力の下限値が、従来の「5kW」から「10kW」に変更されます。(公募要領 2.1 (3))
- (4) 太陽光発電設備に係る補助金交付額が、補助率による算出からパワーコンディショナの定格出力 1 kW あたりの定額（8 万円／kW）に変わります。(公募要領 2.3)
- (5) 太陽光発電設備について、費用効率性の上限が設定されます。(Q&A 集 2-9)
- (6) 定置用蓄電池の区分が変更となります。(公募要領 2.2 (2))
- (7) 定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1kWh あたり 3.9 万円、家庭用では 1kWh あたり 4.1 万円を上限として、補助金を交付します（補助金基準額）。(公募要領 2.3)

1.【全般】

1-1. 本補助事業はどのような体制で執行されますか。

- 本補助事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本補助事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下、協会という。）までお願いします。

1-2. 本補助事業の目的は何ですか。

- 本事業は、駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）のほか、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備、充電設備等の導入を行う事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネの導入及び地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

1-3. 本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助事業に申請できる者は次のとおりです。
 - （１）民間企業
 - （２）独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - （３）地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
 - （４）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - （５）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - （６）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - （７）特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
 - （８）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - （９）その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- 上記の「民間企業」は、本補助事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社などをいいます。

1-4. 事業を確実に実施できる経理的基礎を有することを証明するためにはどのような必要がありますか。

- 本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。
- ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の 2 決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。加えて、事業継続を確約する法人などを共同事業者として申請してください。
- 設立間もない法人で事業継続性を確認できない場合、もしくは、SPC（特別目的会社）についても同様です。
該当される場合は、事前に協会に相談してください。

1-5. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

- 設備等の調達の一形態としてファイナンスリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。

1-6. 地方公共団体は、本補助事業に応募することはできないのでしょうか。

- 地方公共団体は代表事業者として応募することはできません。ただし、本補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者（需要家）として申請することができます。
- なお、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（以下、「地域レジリエンス事業」という。）」の補助対象となり得る公共施設（例：広域防災拠点・防災拠点・避難施設・業務継続計画に位置づけている施設（代替庁舎など）については、本補助事業の交付の対象外としますので、地域レジリエンス事業への応募を検討ください。

【リンク先】

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2025/resi_r07/1st/

- また、地域レジリエンス事業の事業要件を満たさない施設である場合は、申請書で示されていることを交付の条件としますので、地方公共団体に確認し、応募申請書に明記の上応募ください。

1-7. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

- 実施計画書等の記載内容が本事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、1事業者当たりの採択額に上限を設けるなどの絞り込みを行うことがあります。
- なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒアリングを実施する場合があります。

1-8. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

- 書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上応募してください。

1-9. 他の補助金と併用は可能ですか。

- 国からの補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)は1事業1件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、本補助金が採択された場合は、本補助事業を優先するようにお願いいたします。
- 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

ただし、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

○なお、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

○同一敷地内で建物の屋上と駐車場にソーラーカーポートを設置して太陽光発電設備を設置する場合、建物の屋上分は他の事業、ソーラーカーポートの設置分は本補助事業で応募することは可能です。ただし、他の事業と本補助事業分は、パネル、パワーコンディショナ（PCS）、配線等完全に分離してください。共通部分があると補助対象外になります。

1-10. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の内容を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

○交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、事前に協会に相談してください。

1-11. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

○質問等は、協会ホームページの「お問合せフォーム」または「電子メール」でお問い合わせください。

1-12. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか。

○交付規程第8条第1項第十五号を参照してください。本補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。

1-13. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

○本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはJ-クレジット制度と同じく、認められません。

1-14. PPA 事業で太陽光発電設備を設置し、商業施設（集合住宅）に供給する場合、需要家は商業施設（集合住宅）の共用部分で電力を消費するオーナー企業又は管理組合（以下「オーナー企業等」という。）だけでよいですか。もしくは電力を消費するテナント（入居者）も需要家となりますか。

○PPA 事業者と電力販売契約を締結される者が需要家となり、共同事業者になります。例えばオーナー企業等が一括受電して、テナント（入居者）に販売（集金）される場合は、オーナー企業のみが需要家になります。

なお、オーナー企業等が一括受電され、その電力をテナント（入居者）に販売される場合は、以下の内容を含む誓約書を交付申請時に提出していただきます。

- ・補助金がある場合とない場合の料金
- ・テナント（入居者）への販売（集金）方法（系統電力と一緒に販売される場合は区分方法を含む）
- ・テナント（入居者）が減少した場合についても自家消費率 50%以上を遵守すること。

1-15.今年度より応募方法が変更となりますか。

○今年度より jGrants により応募を受け付けます。電子メールでの申請は受け付けません。

○jGrants はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。なお申請に際し、まず G ビズ ID を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には 2 週間程度必要なため、お持ちでない場合は早めに取得してください。

2.【応募申請時の提出書類】

2-1. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。

○応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。

2-2. 様式 1 応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

○法人の代表権を持つ方としてください。

代表者からの公式な（代表者印が押されるなど）委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-3. 複数の施設に関する応募について、一つの提案として応募してもよいでしょうか。

○それぞれの施設ごとで申請してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

2-4. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

○代表事業者の法人に所属し、本補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

○代行申請はできません。申請は必ず応募申請者（代表事業者）自身が行ってください。

2-5.代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。

パンフレット及びホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。

○問題ありません。最新のものを提出してください。

2-6. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

○単体と連結、両方提出してください。

2-7. 貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

○不要です。

2-8. 土地・建物が自社所有でない場合、何を提出する必要がありますか。

○土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書を提出してください。また、賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間（太陽光発電設備は 17 年間）に満たない場合、補助金の代表申請者名で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出してください。

2-9. 太陽光発電設備の費用効率性（CO2 削減コスト）の基準はありますか。

○太陽光発電設備について、以下のとおり費用効率性の上限が設定されます。

地域区分	費用効率性（上限）
一般地域	57,000〔円/ tCO2〕
強風地域（建築基準法における基準風速 40m/s 以上の地域） 多雪地域（建築基準法における垂直積雪量 100cm 以上の地域）	70,000〔円/ tCO2〕

・費用効率性（CO2 削減コスト）は以下の計算式で算出してください。

$$\text{費用効率性 (円/t-CO2)} = \frac{\text{太陽光発電設備の補助対象経費 (円)}}{\text{年間 CO2 削減量 (t-CO2/年)} \times \text{法定耐用年数 (年)}}$$

- ・太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）のみ（定置用蓄電池などの補助対象経費（税抜）を除く）の費用効率性（CO2 を 1t 削減するのに必要な費用）が地域区分における費用効率性の上限を超える応募は評価の対象外とします。上限を超える場合は、より安価な見積書を取得するなど、太陽光発電設備の費用効率性を見直しを行ってください。
- ・適合性判断のため、応募申請書 別紙 2 経費内訳における「太陽光発電設備等の(4)補助対象経費」には、太陽光発電設備、太陽光発電設備の受変電設備等の工事費及び設備費のすべての経費を計上してください。補助対象経費のうち、太陽光発電設備に含める必要のある項目は、6-2 を参照してください。
- ・本来は補助対象にしなければならない経費を補助対象外経費にするなどして、本来の値より低く費用効率性を算定している申請は評価の対象外とします。

○また、建築基準法における基準風速、垂直積雪量は施設所在地の市町村等へお問い合わせください。

2-10. 太陽光発電設備の法定耐用年数の考え方を教えてください。

○本補助金事業における耐用年数の考え方

太陽光発電設備の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき、17 年となります。

・別表第二 機械及び装置の耐用年数表のうち

31 電気業用設備のうち

その他の設備 主として金属製のもの

本補助金の申請においては、一律で上記の法定耐用年数を適用します。

法定耐用年数の期間（処分制限期間）においては、補助対象設備を補助事業の目的に沿って、適切に使用する必要があります。

なお、上記の補助金事業における法定耐用年数に関わらず、税務処理上における法定耐用年数は、社内の経理担当や税理士などの専門家、所轄の税務署に自社の業種がどの業種に該当するか、その業種の法定耐用年数は何年かなどを確認してください。

3. 【事業要件】

3-1. 太陽光発電設備とその電力を使用する施設が同一敷地内であることが要件ですが同一敷地内の定義がありますか。

○本補助事業は対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とした太陽光発電設備を補助対象としており、太陽光発電設備等の設置場所と太陽光発電設備の発電電力の消費場所が同一敷地内（オンサイト）であることが原則です。

この例外として、対象施設の屋根などに太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置するスペースが不足している場合、次の①②③④を全て満たす申請については、本補助事業の対象とします。対象施設の隣接地ではなく、対象施設から離れた場所に太陽光発電設備等を設置する場合、「オンサイト」とは言えないため、本補助金の対象外とします。

需要地の土地・建物と異なる所有者（資本関係のない第三者など）の土地・建物をまたぐ場合は隣接地とは見なしません。ただし、需要地の土地・建物の所有者と資本関係のある法人などの土地・建物をまたぐ場合は隣接地と見なせることとします。こうした申請を行う場合、申請書の添付書類で需要地と隣接地の土地・建物の所有者に資本関係などがあることを示してください。

- ① 一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さずに自営線で対象施設に電力を供給すること。
- ② 自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、法定耐用年数における太陽

光発電設備等の設置の了承が得られている) ことを確認できる資料が申請時に提出されること。

※公道などを挟む場合は、太陽光発電設備等の法定耐用年数の間、太陽光発電設備等の自営線などが通ることについて地方公共団体などの了承が得られていることを確認できる書類も必要

- ③ 隣接する土地や建物に太陽光発電設備等を設置すること。
- ④ 次の資源エネルギー庁の Q&A における「一の需要場所(需要地)」に該当すること。

cf. 「特例需要場所」及び「複数需要場所を 1 需要場所とみなすこと」に関する Q&A (資源エネルギー庁) の概要

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulation/faq/index.html

【特例需要場所について】

「特例需要場所」とは、「一の需要場所において、災害による被害を防止する措置や温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置や運用の合理化のための措置その他電気の使用者の利益に資するための措置に伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている必要最小限の場所」（引用：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項）を指します。

上記の設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者へ小売供給を行う小売電気事業者から一般送配電事業者に出荷があり、下記の①～④の「特例需要場所」の要件を満たす場合に「一の需要場所」とみなすこととしています。

- ① 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（略）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。
- ② 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。
- ③ 特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。
- ④ 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulation/faq/q1.html

【複数需要場所を 1 需要場所とみなすことについて】

小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があった場合で、一般送配電事業者が技術上、保安上適当と認めたときに限り、複数需要場所 1 引込みが認められます。このため、電力・ガス基本政策小委員会でニーズ例として掲載した通り、「一の需要場所 A」（例えば市役所等）とは異なる「一の需要場所 B」（例えば防災公園等）に太陽光発電設

備を設置し、そこで発電した電力を、「一の需要場所 A」に自営線により常時供給を行うことで再エネの自家発自家消費を実施する場合が対象となります。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

3-2. 既存のカーポートに太陽光パネルを設置するのは、本事業の対象ですか。

○既存のカーポートへの設置は、本補助事業の対象ではありません。

○既存のカーポートに太陽光パネルの設置をお考えの場合は、「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」への応募をご検討ください。

<https://www.eic.or.jp/eic/>

3-3. 太陽光発電設備などの設置に関して留意することはありますか。

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○太陽光発電設備（太陽光パネル・パワーコンディショナ）や蓄電池は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「JIS C 8955：2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」や「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。

なお、JIS C 8955 や建築設備耐震設計・施工指針での計算は耐震 B クラス以上で計算してください。

3-4. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものをいいますか。

○設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、「保険加入して被災した設備の修復に努める」など、确实・迅速に稼働できる対策を講じてください。

※嵩上げに伴う費用や保険費用は補助対象外となります。

3-5. 補助対象となる太陽光発電設備の設備タイプとは具体的に何を指しますか。

○「ソーラーカーポート（太陽光発電一体型・太陽光発電搭載型）」、「その他駐車場を活用した太陽光発電設備（駐車場敷地内に設置する垂直型の太陽光発電設備等）」が補助対象となります。

なお、「その他駐車場を活用した太陽光発電設備」の場合は、充放電設備を同時に導入することが必須です。

○「ソーラーカーポート」として、以下の設備も本補助事業の対象です。

- ・駐輪場（駐輪場のみの設置も含む）への設置
- ・通路も含めた駐車場全面屋根型のソーラーカーポート設置

○以下の場合は本補助事業の対象外です。

- ・歩行者用通路等へのアーケード型ソーラー設置

- ・駐車場から離れて建物側の区画にある車寄せへのソーラーカーポート設置
- ・駐車場敷地外へのソーラーフェンス設置

3-6. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。

- 本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。
- なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO2 排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。
- 自家消費率は、今回導入するソーラーカーポート単体での発電量のうち、施設で活用（消費）される割合（％）を算出してください。

3-7.本補助金の基準額の計算事例はありますか。

- 太陽光発電設備

【計算条件】

PCS の定格出力の合計値：59.9kW（50kW×1 台、4.95 kW×2 台）

注）ハイブリッドパワコンがある場合、その定格出力も含む

太陽光発電設備の補助対象経費：1,000 万円

【計算方法】

8 万円/kW×59kW（PCS の定格出力の合計値（整数））＝472 万円（基準額）

太陽光発電設備の補助対象経費と基準額を比較して低い額 472 万円を交付します。

- 定置用蓄電池（業務・産業用）

【計算条件】

蓄電池容量の合計値：60kWh（1 台）

補助対象経費：720 万円

注）ハイブリッドパワコンがある場合、控除あり（3-8.参照）

【計算方法】

（補助対象経費）÷（蓄電池容量の合計値）＝12.0 万円/kWh

→業務・産業用の目標価格 11.9 万円/kWh を超過

→基準額は 3.9 万円/kWh

60kWh（蓄電池容量の合計値）×3.9 万円/kWh＝234 万円（基準額）

- 定置用蓄電池（家庭用）

【計算条件】

蓄電池容量の合計値：60kWh（20kWh×3 台）

注）本補助事業で導入する定置用蓄電池が業務・産業用か家庭用かは、型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの蓄電池容量で判断します。

補助対象経費：720 万円

【計算方法】

(補助対象経費) ÷ (蓄電池容量の合計値) = 12.0 万円/kWh

→家庭用の目標価格 12.5 万円/kWh 以下

→基準額は補助対象経費の 3 分の 1

720 万円 × 1/3 = 240 万円 (基準額)

○充放電設備

【計算条件】

機器費：84 万円 × 1 基 (充放電出力 5.9kW、V2H)

工事費：30 万円

【計算方法】

(例 1) 公共施設または災害拠点施設に設置する場合

機器費：補助率 1/2 84 万円 × 1/2 = 42 万円

上限額は最新の CEV 補助金「銘柄ごとの補助金交付額」一覧表より

該当するメーカー・型式の交付額を調べる → 29 万 9 千円 (本例の場合)

42 万円と 29 万 9 千円を比較して低い額を選択 → 29 万 9 千円 (基準額)

工事費：上限 95 万円/基

30 万円と 95 万円を比較して低い額を選択 → 30 万円 (基準額)

合 計：29 万 9 千円 + 30 万円 = 59 万 9 千円

(例 2) 例 1 以外の施設 (例えば災害拠点以外の民間施設) に設置する場合

機器費：補助率 1/3 84 万円 × 1/3 = 28 万円

上限額は最新の CEV 補助金「銘柄ごとの補助金交付額」一覧表より

該当するメーカー・型式の交付額を調べる → 29 万 9 千円 (本例の場合)

28 万円と 29 万 9 千円を比較して低い額を選択 → 28 万円 (基準額)

工事費：上限 15 万円/基

30 万円と 15 万円を比較して低い額を選択 → 15 万円 (基準額)

合 計：28 万円 + 15 万円 = 43 万円

○充電設備

【計算条件】

施 設：従業員駐車場、高圧受変電設備既設

機器費：300 万円 × 1 基 (充電出力 50kW、急速充電)

工事費：200 万円

【計算方法】

機器費：補助率 1/2 300 万円 × 1/2 = 150 万円

上限額は最新の CEV 補助金「補助対象充電設備型式一覧表」より

該当するメーカー・型式の交付額を調べる → 200 万円 (本例の場合)

150 万円と 200 万円を比較して低い額を選択 → 150 万円 (基準額)

工事費：上限は最新の CEV 補助金「事業毎の設置工事費に係る補助金交付上限額」参照

→ 140 万円（本例の場合）

200 万円と 140 万円の低い額を選択 → 140 万円（基準額）

合 計：150 万円 + 140 万円 = 290 万円

3-8. 蓄電池とパワーコンディショナ（PCS）が一体となっている機器の場合、蓄電池の目標価格はどうように算定しますか。

○一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という）の場合、PCS 部分の一部を蓄電池の補助対象経費から控除して目標価格を算出してください。公募要領「2.3 補助金の交付額」の【ハイブリッドタイプの目標価格算定】に計算方法を示しています。

○PCS 出力は、小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までとし、1 kW あたり 2 万円を控除します。

【計算例】蓄電池と PCS 一体型（蓄電池 15kWh PCS 出力 4.95kW）の価格が工事費込みで A 万円とすると、蓄電池に係る費用は以下のとおりです。

$$A - (2 \text{ 万円/kW} \times 4.9 \text{ kW})$$

○ただし、上記はハイブリッドタイプの定置用蓄電池が目標価格以下であることを確認するための算定にのみ関係するものであり、定置用蓄電池の補助金基準額の算定や単機能タイプの製品の場合は関係ないため、混同しないように注意してください。

3-9. 自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、停電時にも電力を供給できることが必要ですか。

○本事業の事業要件で「（４）停電時に電力供給可能とするシステム構成であること。」と定めています。したがって、停電時にも稼働（電力供給）する必要があります。導入する設備が停電時にも需要家において必要とする電力を供給できる機能を有している（停電時においても必要となる機能を維持することが可能な）設備であることや、設備の設置にあたって耐震性を確保する等により、停電時にも電力供給ができるシステムである必要があります。

また、車載型蓄電池を導入し、停電時に車載型蓄電池から給電する機能を有する設備でも構いません。

○停電時にも電力供給ができるシステムとは、例えば自立運転機能付きの PCS を導入するほか、蓄電池を併設することが考えられます。申請書において停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。なお、夜間に必要な電力がある場合は蓄電池の導入か、既設または補助対象外経費で調達する非常用発電機等が必須となりますので、ご注意ください。

3-10. 蓄電池の設置は必須要件ですか。

○必須要件ではありません。ただし、停電時にも電力を供給できることが必要です。

※太陽光発電設備の設置容量に対し、系統連系する場合において、蓄電池の設置を一般送配電事業者が義務付けている地域がありますので、設置場所の条件等よく確認してください。

3-11. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

○可搬式蓄電池は補助対象外です。

ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

3-12. 車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠ですか。

○車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠です。

○充放電設備・充電設備を設置する際は、必ずしも車載型蓄電池の導入は必要ありません。

3-13. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

○二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業 効果算定ガイドブック」を参考に算出してください。

○導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO₂削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考に、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

3-14. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

○本補助事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3-15. 電気自動車に充電する電力は「導入場所の敷地内で自家消費する電力」となりますか。

○本事業で導入する車載型蓄電池やそれ以外の駐車場を利用する電気自動車に充電する電力は導入場所の敷地内で自家消費する電力となります。

3-16. 「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域」とはどのようなものですか。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法律第 117 号）第 21 条第 5 項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。令和 4 年 4 月 1 日より制度が開始されました。促進区域を定めた市町村かどうかは、施設所在地の市町村へお問い合わせください。

○促進区域で実施する事業に該当する場合には、①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（WEB掲載場所の URL を余白に記載）、②その他必要な補足説明資料を提出してください。

○提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。

○促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。

○なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町

村WEBサイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものやWEB公表前等のものは、評価対象とはなりません。

4.【事業期間】

4-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

○事業完了とは、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。当該年度1月31日までにすべてを完了するようにしてください。

①当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること。

②補助対象設備等の導入が完了し、電力が需要施設に供給できる状態にあること。

※ただし、電力会社に系統連系手続きの申請をしたうえで、連系手続きに時間を要していることが協議資料等で確認できる場合は、発電開始は事業完了後でも認める場合があるので、協会に事前に相談してください。

4-2. 2か年度事業として応募をすることは可能ですか。

○単年度（当該年度の1月31日まで）で事業完了する事業のみ公募を行っています。よって2か年での応募することはできません。

4-3. 昨今の半導体不足などの状況で来年の1月31日までに終了できるかどうか不安です。

○応募にあたっては、単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了するように計画を立てたうえで申し込んでください。ただし、その後の状況により事業が遅れることが分かった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

○系統連系に係る保護継電器である「RPR/逆電力継電器」「OVGR/地絡過電圧継電器」「ZPD/零相電圧検出装置/検出器」などやキュービクル（高圧受変電設備）は、納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費として、補助対象経費とは別の発注、契約であることを条件に交付決定日より前の発注を可とします。なお、この場合でも、補助事業期間内に太陽光発電設備の完成が必要です。

5.【補助対象設備・工事】

5-1. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

5-2. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができですか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

5-3. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

5-4. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

○自家消費するために系統連系を行う必要があり、一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置を要求される場合は補助対象です。

5-5. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

○屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

① 屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由があること。
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）。

② 屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付属設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。
（例）降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超えるため）
- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策（アンカー基礎等）は補助対象とします（停電時に機能を維持する必要があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします（強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため）。

5-6. 補助対象として認められている配線を納期確保の観点から、自主的に補助対象外として申請することは可能ですか。

○補助対象の設備や工事費については、補助対象事業の要件の適合性判断のため、自主的に補助対象外にすることはできません。

6.【補助対象経費】

6-1. 補助金額に上限額・下限額はありますか。

○補助金の交付額は1事業につき1億円が上限額となります。下限額はありますが、太陽電池出力（パワーコンディショナ最大定格出力合計）が10kW以上である必要があります。

6-2. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。また、太陽光発電設備と定置型蓄電池の経費の切り分けはどのようにすれば良いですか。

○補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

＜補助対象外経費の例＞

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・補助対象外機器の設置などに伴う直接工事費および間接工事費
- ・データ通信費
- ・PCS等の保証料
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例:消火器）
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・駐車場の整備費（路面の補装、線引き費用など）
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など
- ・安全フェンス等の設置に係る費用等

○太陽光発電設備と定置用蓄電池の経費の切り分け方は、以下のとおり行ってください。

①補助対象経費のうち、太陽光発電設備に含める必要のある項目

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）
- ・カーポート、基礎（取付金具、アンカーボルトなどを含む）
- ・太陽電池モジュールが発電する直流電力を交流電力に変換するPCS（一般的にハイブリッドPCSと呼ばれる、太陽光発電と蓄電池の両方に対応したPCSを含む）

注）原則的には上記のとおり太陽光発電設備に含める必要がありますが、一体型（ハイブリッドタイプ）で見積書にPCSの金額が記載されていない場合に限り、例外的にハイブリッドPCSの費用を蓄電池の経費に含めることを認めます。

- ・交流集電箱、直流集電箱
- ・キュービクル式高圧受電設備（高圧饋き電盤などを含む）
- ・キュービクルに含まれない変圧器（トランス）

注）既設のキュービクルの改造費は、材料費と労務費に区別してください。材料費に含まれる機器の金額を明らかにするためにも、材料費と労務費に区別せずに一式とすることは認められません。

- ・RPR（逆電力継電器）、OVGR（地絡過電圧継電器）などの継電器類
- ・データ計測装置、システム監視装置
- ・上記の機器間の電気配線、通信配線
- ・既存設備と上記の機器間の配線
- ・その他、太陽光発電設備を稼働させるために直接的に必要な機器、材料
- ・使用前自己確認の費用
- ・上記の機器の設置などに伴う直接工事費（材料費、労務費）および間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）
- ・交付決定日以降に発生した基本設計費、詳細設計費

②補助対象経費のうち、定置用蓄電池に含める必要のある項目

- ・蓄電池（バッテリー）部分
 - ・PCS と蓄電池（バッテリー）部分との配線
 - ・蓄電池から放電される直流電力を交流電力に変換する、蓄電池専用の PCS（単機能タイプ）
 - ・特定負荷分電盤（電源切替開閉器を含む）
 - ・非常用コンセント（コンセント盤）
 - ・PCS と特定負荷分電盤（電源切替開閉器を含む）または非常用コンセント（コンセント盤）との配線
 - ・特定負荷分電盤（電源切替開閉器を含む）と分電盤（既設のものを含む）との配線
 - ・その他、定置用蓄電池を稼働させるために直接的に必要な機器、材料
- 注）定置用蓄電池として機能を果たすために必要な機器は補助対象経費とする必要があります。
- ・上記の機器の設置などに伴う直接工事費および間接工事費

6-3. 充放電設備、充電設備の工事についてどんな項目が補助対象になりますか。

○補助対象になるのは以下の項目です。

< 補助対象経費の例 >

- ・充放電設備、充電設備の本体、設置工事費
- ・充放電設備、充電設備を設置する土台とその整備費
- ・配線等の設置工事費など

6-4. 消費税は補助対象となりますか。

○消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含め

て補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

○補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

7.【採択以降について】

7-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

○問題ありません。交付決定後、速やかに事業開始できるように準備してください。

7-2. 請負工事業者等との契約(発注)はいつ行えばよいですか。

○交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

7-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

○競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

7-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。本補助事業の場合でも随意契約は認められますか。

○本補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適当である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。ただし、単に当該業務に精通していることのみをもって随意契約によることとする理由としては、認められません。

7-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

○別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

7-6. 事業期間内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測事態により事業

期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。

○本補助事業の期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。

7-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

○交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。
交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

7-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたい、行ってもよろしいですか。

○採択時の事業計画内容と異なるものは、原則として認められません。
なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

7-9. 事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

○「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO₂の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

○なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

7-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

○原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

○工事代金を支払う際は、契約金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。

○振込手数料は補助対象外です。

8. 【その他】

8-1. 本補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

○事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してくださ

い。

- 補助事業者は、事業完了後においても、本補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。
- なお、CO2 削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

8-2. 補助事業で取得した財産の処分が必要になった場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

- 本補助事業では財産処分等を行わず、代表事業者が取得財産等の処分制限期間※において、補助目的に沿った管理・運用を行っていただくことを想定しています。なお、財産処分の必要が生じた場合は所定の手続きを行なった上で、財産処分納付金を納付していただく場合があります。以下参考にしてください。

補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。(交付規程第8条第1項第十四号)

※ 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して環境大臣が別に定める期間。

8-3. 圧縮記帳は適用可能ですか。

- 所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。
- 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
- なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)と合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

8-4. 余剰電力を売電する場合について

- 本補助事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度(FIT)を活用して売電することはできません。
- また、令和4年度から運用が開始されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得することはできません。
- 余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。

- また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充てるとともに、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

8-5. 各種法令の許認可等について、具体的にどのような法令が該当しますか。

- 一般的なソーラーカーポート設置や垂直設置の場合、建築基準法、電気事業法、消防法などが該当する可能性があります。設置場所を管轄する行政庁にご確認ください。
- なお、市街化調整区域に設置を予定されている場合は、事前に管轄する自治体に確認をしたうえで応募、申請をお願いします。

8-6. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項とはどのような内容ですか。

- 遵守事項には下記の通りです。ただし、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（FIT または FIP）を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、FIT・FIP 制度のみに関係する事項は除きます。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、事務局に対して提出を行い、確認を受けること。
 - (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー 庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (f) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、営農型太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備等を設置するものであり、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。）

- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (m) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。一般的なソーラーカーポート等設置の場合、建築基準法、電気事業法、消防法などが該当する可能性があります。設置場所を管轄する行政庁にご確認ください。

【リンク先】

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024 年 2 月、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf

「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（2025 年 4 月 1 日改訂再生可能エネルギー推進室）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf

「FIT 制度に基づく標識及び柵堀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（2021 年 4 月 1 日、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf

「廃棄等費用積立ガイドライン」（2024 年 4 月改定、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

8-7. 地域住民などへの説明会等の実施が必要なのは、どのようなケースですか。

○以下のようなケースでは、説明会等を実施してください。

【屋根設置型の太陽光発電設備】

- ・建築物であるソーラーカーポートは屋根設置型の太陽光発電設備です。
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」では屋根設置型の太陽光発電設備について、地域住民などへの説明会等の実施は努力義務である旨が規定されています。
- ・景観への影響、反射光の影響、騒音の影響など、周辺環境への影響が想定される場合は、地域住民などへの十分な説明を行うことが望ましいです。

【地上設置型（野立て）の太陽光発電設備】

- ・工作物に該当する（建築物でない）ソーラーカーポートやその他の太陽光発電設備（垂直設置型ソーラー）は地上設置型の太陽光発電設備です。
- ・以下のいずれかに該当する場合を除き、原則として説明会等の実施が必須となります。
 需要地の周囲に住宅がない場合
 需要地が所在する地方公共団体の判断または規定により、説明会等の実施が不要とされる場合

○説明会等を実施する場合は、地方公共団体の求めに応じて実施してください。

- ・例：地方公共団体が 30m 以内の住居に対する説明会の開催を求めている場合は、その範囲で実施

○採択後の交付申請書および完了実績報告書において、地方公共団体に照会・申請した内容、および地方公共団体の回答・規定が確認できる書類の提出を求める予定です。

○説明会等の実施に関する資料は、以下の事項をすべて満たすものを採択後の交付申請書および完了実績報告書において提出を求める予定です。

- ・説明会の実施日時、場所、参加者数、説明内容が明確に記載されていること。
- ・地域住民などへの周知方法が具体的に記載されていること。